

令和5年11月15日

お客様各位

あすか信用組合

融資繰上げ・一部繰上げ返済手数料に係る
「消費税」のご返還のお知らせとお詫び

今般、当組合が取扱いしております融資の繰上げ・一部繰上げ返済事務手数料（以下「融資繰上返済事務手数料」といいます）については、融資の繰上げ返済時に、当該手数料に対する消費税を受領し納税しておりましたが、返済額に一定の比率を乗じる計算方法による手数料は、消費税が不課税であることが判明しました。

このため、これまでこの計算方法により手数料を頂いたお客様を対象に、改めて正しい手数料を計算し、誤って多く頂いた金額に、手数料お支払日からご返還日までの期間に民法上の法定利息年3%（令和2年3月31日以前にお支払いの場合は5%）を加算し、ご返還させていただくことにいたしました。

対象となりますお客様には個別にご連絡の上、返還手続きを実施いたします。

この度は、お客様に大変なご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 対象となるお客様

当組合が平成24年7月18日に新たに制定した「事務手数料に関する特約書」を差し入れいただいたお客様のうち、平成24年7月18日～令和5年9月21日の間に該当する融資繰上げ返済をし、当該特約書に基づき消費税込みで融資繰上返済事務手数料をお支払いいただいたお客様。

なお、定額の手数料をお支払いいただいたお客様につきましては、繰上げ返済額に関係なく、今回の消費税返還の対象ではございません。

2. お客様への対応

上記の対象となるお客様には、個別にご連絡のうえ、返還額の明細を郵送し、速やかに返還手続きを進めて参ります。

【本件に関するお問合せ先】

あすか信用組合審査部：03-3208-5178

受付時間：9：00～17：00／月曜日～金曜日（祝日除く）

以上